

大阪地裁の大飯原発の裁判の判決を尊重し、
老朽原発美浜3号、高浜1・2号の再稼働反対表明等を求める要望書

2020年12月17日

長浜市長 藤井 勇治 様

日頃は長浜市民の生活の安全と安心のためにご尽力いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は、世界中で日を追うごとに拡大しています。日本国内だけでも既に2,400名を超える方がなくなり、滋賀県でも毎日感染者が出ています。大阪、東京、旭川等では医療崩壊が危惧される状況です。

12月4日、大阪地裁において規制委員会の基準地震動の策定方法に「看過し難い過誤、欠落がある」として大飯原発3,4号機の設置許可を取り消す判決が出されました。それにも関わらず、国と関西電力が2021年1月にも美浜原発3号機の再稼働を計画しています。許されることではありません。再稼働が進められれば、長浜市の原子力防災避難計画の実効性が問題になります。

そのため、以下の質問と要望にお答えください。

質問事項

1. 長浜市は美浜原発のUPZ内に位置し、そこに約26,000人の住民が暮らしています。26,000人の県内避難先、県外避難先（大阪府）について、地区ごとの避難所は具体的に決まっていますか。
2. 長浜市は県内避難の一つに甲賀市を設定されていますが、感染症禍において甲賀市の避難所では濃厚接触者の別室や個室が確保できるか、また一般の避難者1人につき4㎡が確保できるか確認されていますか。また、要支援者についても、同様の受け入れが可能か確認されていますか。
長浜市住民の県内避難所と県外避難先の大阪府の避難所すべてで、上記のように避難スペース4㎡や濃厚接触者用の別室等が確保できているか、確認されていますか。
3. 8月に福井県で行われた原子力防災避難訓練では、感染症対策のために、30名ほどの避難者にバス4台が必要でした。長浜市では、避難に必要なバスを確保できますか。
4. 風向きにより、長浜市は事故後、高濃度の避難区域になることは十分考えられます。その場合の避難先、避難経路等のシミュレーションはできていますか。

要望事項

1. 大阪地裁判決を尊重し、国内初となる老朽原発である美浜3号機の再稼働に反対を表明し、再稼働をしないよう、国と関電に求めてください。

12月4日の大阪地裁判決は、大飯原発3・4号の設置許可を取り消すよう命じました。原子力規制委員会が自ら定めた「審査ガイド」を無視していることに「看過し難い過誤、欠落がある」と厳しく批判しています。これは美浜3号等の他の原発の地震動審査にも当てはまるものです。

2. 長浜市での住民説明会で、判決と老朽原発の危険性について、原告住民の意見も説明させてください。

判決は、国の審査のあり方を厳しく批判しています。本来なら、原子力規制委員会と関電に説明する資格はありません。国と関電からだけ説明を聞くのではなく、原告住民が説明できる機会も設けてください。

3. 感染症流行下では感染症対策と原発事故時の避難は両立できず、避難計画に実効性はありません。避難先市町の受け入れ状況も聞き取り、避難計画を見直してください。

4. 内閣府等の報告(5頁参照)によれば、屋内退避で内部被ばくを防ぐことはできません。そのため長浜市民に安定ヨウ素剤の事前配布を実施してください。

現在、滋賀県の湖東地域では福井の原発のUPZ圏外でも、安定ヨウ素剤の事前配布を具体的に検討している市町が複数あります。内閣府等の調査では、屋内退避では内部被ばくを防ぐことができないことが明らかになっています。放射能は事故後の風速や風向きで計算や予想通りにならないことは福島事故の教訓からも判明しています。UPZ圏内外にかかわらず、特に成長期にあり被ばく影響の強い子どもたちのためにも「安定ヨウ素剤」の事前配布を強く要望します。

2020年12月17日

おおい原発止めよう裁判の会

避難計画を案ずる関西連絡会

(連絡先団体：グリーン・アクション/ 原発なしで暮らしたい丹波の会/ 脱原発はりまアクション/ 原発防災を考える兵庫の会/ 美浜の会/ 避難計画を考える滋賀の会)

(この件の連絡先：避難計画を考える滋賀の会)